

落札者決定基準

地域活動支援センター運営業務（居場所支援型 堺区北部）
地域活動支援センター運営業務（居場所支援型 堺区南部）
地域活動支援センター運営業務（居場所支援型 北区北部）
地域活動支援センター運営業務（居場所支援型 北区南部）
地域活動支援センター運営業務（居場所支援型 中区）
地域活動支援センター運営業務（居場所支援型 西区）
地域活動支援センター運営業務（居場所支援型 南区）
地域活動支援センター運営業務（居場所支援型 東・美原区）

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った入札参加者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する地域活動支援センター運営業務（居場所支援型）に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(100 点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(40 点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(60 点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「⑤業務の方針及び取組計画」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 40 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を入札参加者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が40点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当すると市が判断した場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記 3 (4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
①事業実績・活動実績	・障害者支援に関する同種・類似業務の実績等があり、本事業においても十分な成果を期待できるか。 ・地域関係機関と連携し、障害者の地域生活への移行及び地域での自立生活に向けた支援を行った実績があるか。また、本事業においても十分な成果を期待できるか。	10 点	2	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
②業務運営方針	・「障害のある人が通所することにより、地域生活への移行を推進するとともに、地域での自立生活の促進を図る」という視点が十分に含まれているか。 ・利用者への虐待や権利侵害をどのように防止するのか、具体的に記載されているか。	5 点	1		
③運営に関する計画	・利用者の通いやすさを考慮した開所時間、立地か。 ・緊急時の連絡体制が具体的に設定されているか。 ・設備の状況等について、利用者が利用しやすい環境か。 ・センターの運営上必要となる知識・支援技術を習得させるとともに、資質向上を図るための研修方針、計画、内容について具体的に考えられているか。	5 点	1		
④非常時の対応等について	・事故（火災や業務上の事故等）発生時の対応が具体的に設定されているか。 ・災害発生時の対応が具体的に設定されているか。 ・感染症対策の重要性を理解し、必要な対策について具体的な提案がされているか。 ・BCP（業務継続計画）は作成されているか。また、その計画は実行性があるものか。	5 点	1		

⑤業務の方針及び取組計画	・地域活動支援センター業務の普及、障害理解・啓発の計画が効果的・具体的かつ実現性が高いものか。 ・利用者の地域生活への移行を推進し、地域での自立生活の促進を図るという視点があり、具体的かつ実現性が高いものか。 ・利用者の居場所づくりや仲間づくり、社会参加支援、地域交流などを通して、利用者の生活に密着した支援となっているか。 ・プログラム等は生きがいの獲得や仲間づくり、余暇活動のほか、利用者の力を高める視点があるものか。 ・利用者のニーズや相談内容に応じた弾力的な対応が図られているか。 ・業務の目的や内容、利用者像を理解した提案がされているか。	15 点	3		
⑥関係機関との連携	・利用者の地域生活への移行を推進し、地域での自立生活の促進を図るという視点があり、具体的かつ実現性が高いものか。 ・類型の役割から、必要な連携先、その方法が提案されているか。	10 点	2		
⑦職員配置及び勤務体制	・利用者の受け入れができるよう、職員の配置等適切な受け入れ体制が確保されているか。 ・事業者全体としてのサポート体制が十分にとられているか。	5 点	1		
⑧個人情報の保護	・個人情報の保護について、法令及び個人情報取扱特記事項が十分に徹底された提案か。 ・適切かつ厳重な管理体制が提案されているか。	5 点	1		
		60 点（満点）			点(得点)